

三原燃 第22-0209号
令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和2年3月27日付け原規規発第2003279号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可を受けた申請書(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号、令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川6 2 2 番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物
成形施設の建物・構築物
組立施設の建物・構築物
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年3月27日

認可番号 原規規発第2003279号

4. 変更の内容

(1) 検査の項目及び方法の変更について、添付1に示すとおりとする。

5. 変更の理由

(1) 本変更の理由は、検査の項目及び方法を明確化するためである。

なお、上記(1)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">524</p>	<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p><u>(添付図面に関する注記)</u></p> <p><u>図面では、床又は壁への設備機器の取り付けに用いるボルトを「アンカーボルト」と称している。めねじ形アンカーの場合は、「アンカーボルト」と称するおねじが検査対象となる。</u></p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">524</p>	<p>検査の項目及び方法の記載を明確化するため。本変更は図面のアンカーボルトの記載と検査対象を明確に対応付けるためのものであり、検査結果に影響せず、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。